

【中国】 オゾン層破壊物質管理条例の制定

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

* オゾン層保護の国際的な取組みは、「オゾン層保護のためのウィーン条約」(1985 年採択)及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」(1987 年採択)によって推進されてきた。中国も同議定書による削減・全廃義務を履行してきたが、その活動を強化する「オゾン層破壊物質管理条例」が 2010 年 3 月 24 日に国務院第 104 回常務会議を通過、4 月 8 日に公布、6 月 1 日から施行されている。

モントリオール議定書のスケジュール

モントリオール議定書（以下「議定書」）は、オゾン層破壊物質(Ozone Depleting Substances、以下「ODS」)の全廃スケジュールを定めているが、オゾン層の破壊が予想より早く進行したため、規制物質の追加と全廃スケジュールの前倒しが必要となり、現在まで 4 回の改正と 2 回の大きな調整を行ってきた。その結果、ハロン、クロロフルオロカーボン (CFC)、臭化メチル、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) 等が規制対象となり、先進国では、HCFC 以外の ODS はすでにその生産と消費が全廃されている（例外的に認められているものを除く。以下同様）。途上国のスケジュールは、ハロンや CFC が 2010 年 1 月 1 日から全廃、臭化メチル等は 2015 年から、HCFC は 2030 年から全廃と決められた。なお、HCFC は当初 ODS の代替フロンであったが、その後規制対象となり、2007 年に段階的削減・全廃のスケジュールが前倒しされた。

中国の対応

中国は、当初、途上国への要求が不公平であるとして議定書を締結しなかったが、途上国への援助のためのオゾン層保護基金（以下「基金」）の設置等が盛り込まれた 1990 年のロンドン改正議定書に 1991 年に加入し、その後の改正もすべて締結した（注 1）。政府は 2010 年までの ODS の削減・全廃計画を進めるため、「ODS 逐次廃止国家計画」（以下「国家計画」）を制定、その後国家計画の修正を行い、2000 年に基金執行委員会に提出、その承認を得た。国家計画に基づき、業種ごとに包括的な削減計画を策定し、基金から資金援助を得て計画を実施、目標を達成した。

ところで、これら CFC 等の全廃は、HCFC、ハイドロフルオロカーボン (HFC) やパーフルオロカーボン (PFC) 等の代替フロンへの転換により行われてきた。HFC や PFC は ODS ではないが強力な温室効果ガスで、京都議定書で規制対象となっているものの、途上国には削減義務がない。最近の調査(注 2)で、これらのガスが中国から大量に排出されていることが判明しており、その対策も今後の大きな課題となろう。

国内法の整備としては、2000 年に大気汚染防止法を改正し、ODS から代替品への転換の奨励、生産・輸入割当等の国による管理の実施、罰則についての条項を追加し

ている。さらに、2030年までに大量のODSを全廃するためには、法規に基づき生産・使用等の管理を強力に進める必要があり、オゾン層破壊物質管理条例が制定された。

オゾン層破壊物質管理条例の構成と概要

オゾン層破壊物質管理条例は、第1章総則、第2章生産、販売及び使用、第3章輸出入、第4章監督・検査、第5章法律責任、第6章附則の6章41条からなる。

・国家計画及び規制リスト等の制定

国務院の環境保護主管部門（以下「環境部門」）は、関係部門と共同で「中国 ODS 規制リスト」を制定、公布し（第2条）、冷却剤、発泡剤、消火剤等に用いられる ODS を廃止するために国家計画を立案し、国務院の許可を得た後に実施する（第5条）。国は ODS の代替品の開発・研究を奨励し、国務院の環境部門は、関係部門と共同で「ODS 代替品推奨リスト」を制定し、公布する（第8条）。

・ODS の生産、使用等における規制

ODS の総量規制と割当管理を実施する。国務院の環境部門は、年度の生産、使用及び輸出入の割当総量を確定し、公布する（第7条）。なお生産とは ODS を製造することを、使用とは ODS を利用して行う生産経営等の活動をいい、使用には ODS を含む製品の使用は含まない（第3条）。ODS を生産、使用する単位（注3）は、生産又は使用の割当許可の受領申請をしなければならない（第10条）。ODS を生産、使用する単位は、その漏えい及び排出を防止又は軽減する措置をとらねばならず、ODS の回収、再生利用、処分等を行う単位は、その無害化処理を行わなければならない（第20条）。

・輸出入の管理

国務院の環境部門は、商務主管部門及び税関総署と共同で「輸出入規制 ODS リスト」を作成し、リストにある ODS の輸出入を行う単位は、輸出入割当を申請しなければならない（第22条）。許可証の有効期間は最長で90日である（第23条）。

・監督・検査と法律責任

県級以上の人民政府の環境部門とその他の関係部門は、ODS の生産、使用等の活動に対し監督・検査を行う（第25条）。監督責任を負う部門や職員が、生産・使用割当や輸出入の許可等において違法行為を行った場合には、責任者を処分する（第30条）、許可証がなく ODS の生産等を行った単位は、100 万元の過料に処す（第31条）等の罰則が定められている。

注（インターネット情報はすべて2010年7月16日現在である。）

(1) 1992年のコペンハーゲン改正には2003年に加入、1997年のモントリオール改正と1999年の北京改正は2010年5月19日に受諾した。

(2) 「東アジアにおけるフッ素系温室効果気体(HCFC類、HFC類、PFC類)の排出実態を解明」国立環境研究所 <<http://www.nies.go.jp/whatsnew/2010/20100517/20100517.html>>

(3) 「単位」は、従来は政府機関、団体又はそれに属する各部門を指したが、現在では広く、会社事業体、法人などの組織も指す。